

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人1,892件（前年対比177.7%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,441件（同173.0%）、その申告漏れ所得金額は270億91百万円（同327.7%）、追徴税額は63億1百万円（同252.3%）となっています。

(注)1 令和3事務年度の調査事績は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和3年7月から令和4年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

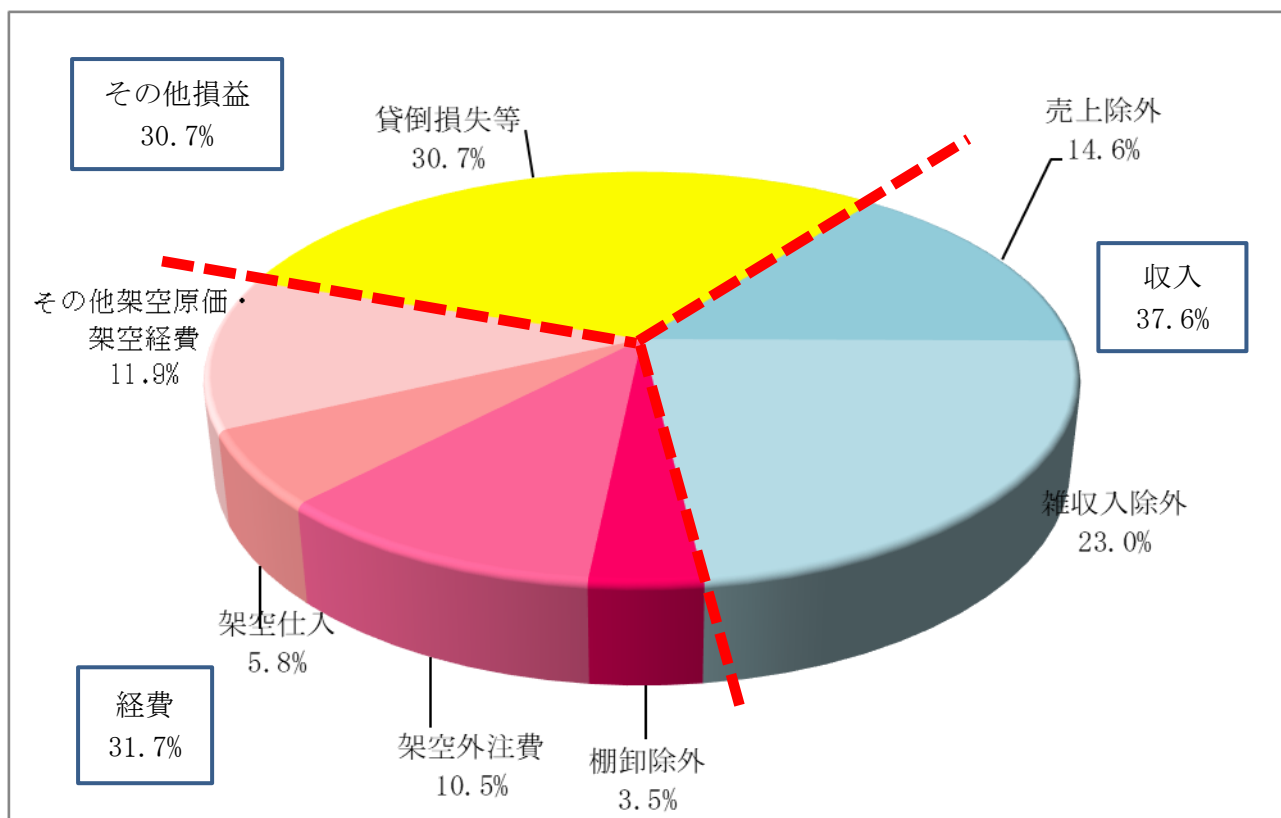
2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対	件数等	前年対
実地調査件数	1	件 1,065	% 29.3	件 1,892	% 177.7
非違があった件数	2	件 833	% 30.3	件 1,441	% 173.0
うち不正計算があった件数	3	件 283	% 36.1	件 432	% 152.7
申告漏れ所得金額	4	百万円 8,266	% 40.1	百万円 27,091	% 327.7
うち不正所得金額	5	百万円 7,559	% 57.7	百万円 19,205	% 254.1
調査による追徴税額	6	百万円 2,497	% 49.4	百万円 6,301	% 252.3
うち加算税額	7	百万円 542	% 55.1	百万円 1,403	% 258.9
不正発見割合(3/1)	8	% 26.6	ポイント 5.0	% 22.8	ポイント ▲3.8
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 7,761	% 136.8	千円 14,319	% 184.5
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 26,709	% 160.0	千円 44,456	% 166.4
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 2,344	% 168.7	千円 3,330	% 142.1

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(参考) 不正の手口別件数の割合



(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、法人消費税について、1,857件（前年対比178.0%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,122件（同173.4%）、その追徴税額は85億72百万円（同98.8%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	1,043 件	29.5 %	1,857 件	178.0 %
非違があった件数	2	647 件	32.5 %	1,122 件	173.4 %
うち不正計算があった件数	3	223 件	37.4 %	346 件	155.2 %
調査による追徴税額	4	8,673 百万円	233.0 %	8,572 百万円	98.8 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	593 百万円	52.9 %	4,994 百万円	842.2 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	8,316 千円	790.5 %	4,616 千円	55.5 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	2,661 千円	141.6 %	14,433 千円	542.4 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和3事務年度においては、2,457件（前年対比192.6%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は747件（同201.9%）で、その追徴税額は4億70百万円（同105.4%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数（給与所得）	1	件 184,629	% 101.3	件 190,328	% 103.1
実地調査件数	2	件 1,276	% 27.2	件 2,457	% 192.6
非違があった件数	3	件 370	% 28.5	件 747	% 201.9
調査による追徴税額	4	百万円 446	% 43.2	百万円 470	% 105.4
調査1件当たりの追徴税額	5	千円 350	% 158.6	千円 191	% 54.6

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から42億36百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和3事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、204件（前年対比142.7%）に対し実地調査を実施し、消費税67億87百万円（同138.9%）を追徴課税しました。また、そのうち41件（同170.8%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、42億36百万円（同5,295.0%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 143	% 54.0	件 204	% 142.7
非違があった件数	2	件 106	% 70.2	件 148	% 139.6
うち不正計算があった件数	3	件 24	% 70.6	件 41	% 170.8
調査による追徴税額	4	百万円 4,887	% 250.9	百万円 6,787	% 138.9
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 80	% 29.8	百万円 4,236	% 5,295.0
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 34,178	% 464.9	千円 33,271	% 97.3
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 3,352	% 42.2	千円 103,305	% 3,081.9

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で7億71百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和3事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を222件（前年対比179.0%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、48件（同126.3%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を7億71百万円把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	124	41.6%	222	179.0%		
海外取引等に係る非違があった件数	2	38	43.7%	48	126.3%		
うち不正計算があった件数	3	6	54.5%	9	150.0%		
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	▲1,202	▲248.9%	771	-		
うち不正所得金額	5	369	73.4%	887	240.4%		

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉所得税等で14百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和3事務年度においては、非居住者等に対する不動産の譲渡対価や給与などの支払について源泉所得税等の課税漏れを13件（前年対比216.7%）把握し、14百万円（同280.0%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があった件数	1	6	35.3%	13	216.7%		
調査による追徴本税額	2	5	6.2%	14	280.0%		

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から5億14百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税4億4百万円（前年対比2,376.5%）、消費税1億10百万円（同114.7%）、合わせて5億14百万円（同454.9%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税18百万円、消費税17百万円（同1,700.0%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等	令和2		令和3	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 16	% 48.5	件 38	% 237.5
	うち不正計算があった件数	2	件 1	% 20.0	件 5	% 500.0
	調査による追徴税額	3	百万円 17	% 14.9	百万円 404	% 2,376.5
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 -	% -	百万円 18	% -
消費税	実地調査件数	5	件 13	% 50.0	件 27	% 207.7
	うち不正計算があった件数	6	件 1	% 25.0	件 5	% 500.0
	調査による追徴税額	7	百万円 96	% 61.1	百万円 110	% 114.6
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 1	% 0.9	百万円 17	% 1,700.0
調査による追徴税額合計		9	百万円 113	% 41.7	百万円 514	% 454.9
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 1	% 0.6	百万円 35	% 3,500.0

(注)調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

(参考計表)

(1)不正発見割合の高い10業種(小分類)

(令和3事務年度)

順位	業種目	不正発見	不正申告	前年順位
		割合	1件当たりの不正所得金額	
		%	千円	
1	管工事	39.1%	9,348	1
2	自動車修理	38.1%	4,066	—
3	土木工事	36.0%	21,755	3
4	給排水・衛生設備工事	30.0%	23,011	—
5	建売、土地売買	28.6%	4,860	8
6	職別土木建築工事	28.3%	7,172	9
7	一般土木建築工事	26.7%	19,757	2
8	建築工事	23.9%	19,025	4
9	貿易	22.9%	-20,267	—
10	塗装工事	21.2%	27,275	—

(2)不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな10業種(小分類)

(令和3事務年度)

順位	業種目	不正申告	不正発見	前年順位
		1件当たりの不正所得金額	割合	
		千円	%	
1	その他のサービス	1,483,071	14.3%	—
2	その他の小売	52,320	12.5%	—
3	塗装工事	27,275	21.2%	—
4	給排水・衛生設備工事	23,011	30.0%	—
5	土木工事	21,755	36.0%	10
6	ソフトウェア	21,594	8.3%	—
7	一般土木建築工事	19,757	26.7%	5
8	その他の卸売	19,468	8.0%	—
9	各種コンサルタント	19,106	10.0%	—
10	建築工事	19,025	23.9%	8